

あなたのお給料

最低賃金

すべての労働者

すべての使用者に適用される

毎年 チェック
しよ
う! ✓

改定されます

義務



R&PV

2026年1月1日から

徳島県 の地域別
最低賃金は

1,046 時給
円



午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,308 時給
円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が
加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算され
るケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

法律で
決められています
都道府県ごと

- 最低賃金は、毎年、
都道府県ごとに見直されます
- 会社は、最低賃金額以上の
賃金を支払う義務があります
- 最低賃金額を下回る賃金は
法律違反となり、下回った場合、
差額を請求できます
- パートタイマーや学生バイト、
臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則すべての労働者と
その使用者に適用されます
- お給料が月給制でも適用されます

下回る
無効
差額請求
違反



最低賃金より低いかも?
と思ったら…

なんでも労働相談ホットラインへ



0120-154-052
いこうよれんごうに

スマホ
・携帯
OK



日本労働組合総連合会徳島県連合会
(連合徳島)

〒770-0942 徳島県徳島市昭和町3-35-1
徳島県労働福祉会館6階

<http://tokushima.jtuc-rengo.jp/> 連合徳島

24時間・15言語で
サポートします!

労働相談チャットボット
「ゆにボ」

